

(表面)

受給者番号(長野県が記載)

長野県不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業受診等証明書

下記の者について、特定不妊治療以外の治療法によって妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る治療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

医療機関記入欄(主治医が記入すること)

(ふりがな) 受診者氏名 生年月日	夫 年 月 日(歳)	妻 年 月 日(歳)
今回の治療方法 該当する記号又は 内容に○を付けて ください。	A B C D E F Z(男性治療のみ) (注1)を参照してください	(AまたはBの場合) 1 体外受精 2 顕微授精 (Cの場合) 凍結胚が作られた時期 平成・令和 年 月
今回の 治療期間 ※1	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
個別調査票 登録の有無	あり(症例登録番号※2) ・ なし	
領収金額	〔今回の特定不妊治療にかかった金額の合計(保険外診療に限る)〕 特定不妊治療費 領収金額 _____ 円 (男性不妊治療費を除く)	

※1 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを裏面に記載してください。

※2 公益社団法人日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

(注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- Z 男性不妊治療(採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。)

(注2) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。

男性不妊治療については、裏面に記載欄があります。

(裏面)

男性不妊治療 記載欄

下記のいずれかに該当する男性不妊治療を行った場合、ご記入ください。(該当するものにチェック)

- 令和3年6月30日までに「手術により精子の採取を行う医療機関」の指定医療機関以外で治療を行った場合
主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください
(令和3年6月30日までに終了した治療に限る)。
- 「採卵・胚移植を行う医療機関」と「手術により精子の採取を行う医療機関」の指定医療機関が同一の場合
主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

*「採卵・胚移植を行う医療機関」と「手術により精子の採取を行う医療機関」の指定医療機関が異なる場合は、「採卵・胚移植を行う医療機関」の指定医療機関が様式第2号(本様式)、「手術により精子の採取を行う医療機関」の指定医療機関が様式第3号を作成してください。

医療機関記入欄(主治医が記入すること)

実施医療機関			
今回の治療	手術方法	手術日：令和 年 月 日 1 TESE 2 MESA 3 その他()	
	精子回収の結果	1 得られた 2 得られなかった	
今回の治療期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
領収金額	〔今回の特定不妊治療にかかった金額の合計(保険外診療に限る)〕 男性不妊治療費 領収金額 _____ 円		次のものは含まれません。 ・精子の保存料及び管理料 ・入院室料 ・食事代 ・文書料等の直接治療に関わらない費用

参考【男性不妊治療の実施医療機関と受診証明書の様式】

実施医療機関	男性不妊治療終了日	
	R3. 6. 30までに終了	R3. 7. 1以降終了
指定を受けていない医療機関	本様式(女性及び男性)	助成対象となりません
「採卵・胚移植を行う医療機関」と「手術により精子の採取を行う医療機関」の両方の指定を受けた医療機関	本様式(女性及び男性)	
「手術により精子の採取を行う医療機関」の指定を受けた医療機関	本様式(女性)及び様式第3号(男性)	